

イタリアの納税者番号制度

高山憲之

2007年11月

本稿は2007年9月24日(月)にイタリアの SOGEI および INPS にて Massimiliano Mosetti 氏 (SOGEI 対外関係部長) Anna Donninelli 氏 (国税庁納税者サービス局) および Dionigi Spaccia 氏 (INPS 情報部長) に対して行ったインタビューの結果をとりまとめたものである。インタビューにさいして財務省主税局課長補佐の小多章裕氏および通訳の中島元子氏にお世話になった。

(1) SOGEI (ソジェイ) の沿革と納税者番号

SOGEI は現在、民間の株式会社 (テレコム・イタリアグループ傘下) であるものの、その株式の100%を経済財政省が保有している特殊会社である。1976年に税務システムを管理・運用する目的で設立され、手はじめに納税者番号についてのシステムを構築した。SOGEI は税のオペレーションのみを担当し、賦課徴収に関する意思決定には関与していない。納税者番号は各省業務のうち税務に関連するものに利用されている。また、1991年以降、年金や医療など社会保障番号としても併用されるようになった。さらに銀行に口座を開設するさいにも納税者番号の記入が求められている。イタリアの納税者番号は、このように行政や銀行取引などにおいて「対話チャンネル」として現在、機能しており、e-ガバメントをイタリアが欧州で先導するきっかけとなった。オンライン化が進み、ローカルネットワークも整備されている。

(2) 納税者番号導入の経緯

1970年代の税制改革で納税者数が激増した。また1973年における付加価値税の本格導入で法人番号も体系的に付番する必要があった。税務署の職員数を増やすわけにはいかなかったため、個人と法人の戸籍管理をオートメ化する必要性が急激に高まったのである。そこで1977年に納税者番号制度が

導入され、個人については16桁、法人については11桁、の番号が付番されることになった。

(3) 納税者番号の構成：個人

個人用の納税者番号は16桁で構成されている。1970年1月1日生まれのMario Rossi氏(RSSMRA70A01L726S)を例にとって説明すると、以下のようにになっている。

最初の3桁：RSS(アルファベット3文字。通常は苗字の子音、最初の3つ)

次の3桁：アルファベットの3文字。通常は名前の子音、最初の3つ。子音が2つの場合は最初の母音を追加)

次の2桁：70(生年(末尾2桁))

次の1桁：A(誕生月を表すアルファベット(1月がA、2月がB、3月がC、・・・))

次の2桁：01(誕生日(末尾2桁))

次の4桁：L726(出生地番号)

最後の1桁：S(行政チェック番号(アルファベット))

原則として1人1番号。転居しても番号は変わらない。しかし、外国人(とくに中国人や韓国人など)は同一番号になってしまう可能性があるため、出生地番号の末尾をアルファベット化して、重複調整している。

(4) 納税者カードの券面情報

納税者カードの券面(表面)に記載されているのは、氏名、生年月日、出生地、納税者番号、有効期限(5年間)の5情報である。裏面には磁気テープが走っており、バーコードもある。磁気テープには表面の情報が入っている。またバーコードは納税者番号読み取り用のものである。納税者カードは、一部の地域(ロンバルディア、ベネチア、シチリアの3州)では現在、ICチップ入りとなっている(ICチップには血液型や病歴などの医療情報が入っている)。

顔写真や現住所は記載されていない。ただ、納税者カードは3年前から健康

保険証を兼ねているので、現住所を本人が届出るインセンティブをビルトインしてある。転居届は地方自治体に提出する。その情報は地方自治体から SOGEI に自動的に連絡され、SOGEI のデータベースが更新される。

(5) 法人の納税者番号 (1 1 桁)

最初の 7 桁 : 登録順位番号

次の 3 桁 : 地方税務署番号

最後の 1 桁 : 行政チェック番号

法人の場合、最寄りの商工会議所が番号付番の窓口となっている。法人にはカードが発行されない。また法人番号にはアルファベットを使用していない。

(6) 個人用納税者番号の付番

当初は納税者のみに付番したが、その後、1990年代になって納税者カードを本人確認用にも使用しはじめたことに伴い、1991年以降、番号は出生時に付番することになった。出生届が市役所に提出されると、その情報がインターネットを通じて SOGEI に転送される。SOGEI で番号を付番し、納税者カードを発行する。そしてカードは出生地の市役所に送られ、市役所の受け渡し窓口で本人(家族)がカードを受領する。

(7) 国外居住者や外国人の場合

国外に居住している人でイタリアの年金を受給している人、イタリアの銀行に預金口座を持っている人、イタリアの土地を所有している人、などに関する情報は各国のイタリア大使館経由で SOGEI に送られてくる。また EU 以外の国から居住目的でイタリアに入国した外国人には地方自治体の警察で番号を付番している。最近、アフリカやインドなどからの外国人移住者が増えている。その中には苗字、生年月日や出生地が不明な者もあり、付番に苦慮するケースがある。

(8) 住民登録カード

イタリアには納税者カードとは別に住民登録カードがある。15歳以上の人には住民登録カード(Carta d'Identità)が配布されている。住民登録カードについては、内務省が集中管理システムを現在、構築中である。従来、住民登録カードは紙媒体であったが、現在、プラスチックカード型の普及が進められている。いずれも顔写真入り。氏名、生年月日、出生地、国籍、住所、未婚・既婚の別(拒否すれば無記載)、職業、身体的特徴(身長、目・髪の色、その他)などが券面に記載されている。

(9) 納税者番号の利用範囲

当初は税務関連業務(税の申告・収納)における本人確認のために導入されたが、1991年より銀行口座の開設、不動産登記、必要経費証明なども本人認証用の番号として利用されることになった(義務化)。同時に社会保障番号(年金や医療など)としても使われはじめた。さらに1994年頃よりガス・電気・電話の契約時にも本人確認用に使われはじめた。

(10) プライバシー問題

納税者番号における子音だけから氏名をイメージすることは一般論としては困難である。したがってプライバシー問題はほとんどないといってよい。なお、SOGEI のデータベースにアクセスするためには事前にキー(パスワード)を取得する必要がある。

ただ、個人の銀行預金額を SOG EI が事実上、把握していることを問題視する意見も強い。たとえば、国会には納税者番号情報の利用を監視する委員会(10人~15人で構成)が上院・下院にあり、刑事裁判で問題になるケースでのみ SOG EI で銀行預金額を閲覧可能にしたかどうかという主張もある。

(11) 2000年以降、イタリアでは納税はすべて電子申告となっている(添付書類の提出は廃止された)。税金の入金はすべて銀行・郵便局振込(オンライン納税の場合は口座引き落とし)となっており、自動化されている(銀行・郵便局のみが代理収納窓口となっている)。税務署職員の仕事はデータ確認に重点

が移った、ただ、依然としてマンパワーが足りない状態にあり、全件チェックはしていない。法人については3年に1回程度はチェックしている。自営業主については、職種別に典型的な利益率表があり、それと大きくちがうケースは毎年全てチェックし、警告している（コンピューター上にチェック・システムを構築済み）。抜きとり調査では領収書などの現物確認をしている。

なお、イタリアの電子申告には「税額を確定する」という役割が与えられていない。これは日本の税金申告と大いに異なる点である。イタリアの申告書は納税額の参考資料にとどまっている。

（12）行政の効率化からユーザー・フレンドリー志向へ

納税者番号や電子申告は行政手段を簡素化し、行政コストを削減する上で多大な貢献をした。ただ、今日、さらにもう一段上にステップアップし、顧客志向第1という考え方に立って電子政府を進展させていく必要がある。

（13）INPS（年金制度運用機関）における制度運営

イタリアの年金制度は職業別に分立している。本人確認は従来、制度ごとにやっていた。各制度が本人の戸籍情報を保有していた。現在は納税者番号で本人確認をしている。納税者番号は年金だけでなく、医療や失業保険、労災保険でも利用している。INPSのデータベースにアクセスするためには、パスワード（割当制、変更不可、1人1番号）が必要となっており、プライバシーの保護に努めている。

（14）給与明細書の最低5年間保存義務（本人）

年金加入記録は5年に1回ずつ、約20年前から本人に送付している。健康保険証の役割を納税者カードが担っているため、本人側に現住所の最新情報をSOGEIやINPSに連絡するインセンティブがある（ただし、現住所情報のINPSへの提供義務はない）。現在、INPSとSOGEIは本人の現住所に関するデータベースを共有している。給与額の記入ミスは20年前には確かに問題となった。しかし、現在、給与額の記入ミスはほとんど問題になっていない。イタリアでは給与明細証明書をはじめとする各種の証明書（領収書を含む）を少なくとも

5年間は保存する義務がある。それと照合すれば、年金加入記録の誤りは直ちに修正可能となっている。

(15) 社会保険料はすべて銀行・郵便局振込み

社会保険料の代理収納窓口は銀行・郵便局だけである。これは税金とまったく同様である。銀行・郵便局に振り込まれた税金や社会保険料は、いったん5日以内に経済財政省内の国庫庁に集められ、そこから各制度の運営機関に移転される。

(16) その他

イタリアにおける最近の年金問題は支給開始年齢の引き上げが焦点であり、現在、国会で議論が進んでいる。給付水準の引き下げは政権交代に直結するおそれがあり、なかなか認められない。